

地方自治法第199条の規定による定期監査(行政監査を含む)の結果に基づき措置状況について通知を受けたので、同条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月9日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

定期監査の結果に基づく指摘事項の措置状況

対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況

対象部局 文化・生涯学習課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[支出事務] 物品の購入において、納品書等の訂正は、本来債権者が行うべきものであるが、職員により訂正されていたものが複数あった。</p> <p>[契約事務] 測量・図化業務委託の指名競争入札事務において、業務委託仕様書は、指名業者が決定した後に配付すべきものであるが、指名業者選定前の入札への参加意思確認時に配付していた。</p>	<p>[支出事務] 不適切な支出事務の発生は、経験の浅い新規採用職員等への事務内容の教示が不足していたことが主な要因です。 改めて事務手続きの徹底のために職場で学習会を行いました。</p> <p>[契約事務] 契約事務における不適切事案は、事務手順等の不徹底によるものです。 今後こうした不適切な行為が発生しないように定期的に契約事務・経理事務に関する研修を行っていきます。</p>